

## 別表1-1

## KEI社損益計算書

(単位:S\$)

項目等		順号	特定外国子会社等に該当する事業年度							
			11年9月期	12年9月期	13年9月期	14年9月期	15年9月期	16年9月期	17年9月期	
売上高	用船料収入	①	652,354	1,560,532	1,556,269	1,556,269	1,556,269	1,560,560	380,483	
	販売費・ 一般管理費	監査費用	②	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		交通費・交際費	③	-	42,451	40,771	69,610	87,021	69,736	59,542
		減価償却費	④	1,722,924	1,722,924	1,722,924	1,722,924	1,722,924	1,722,924	-
		その他費用	⑤	59,339	41,444	29,888	31,533	30,952	21,044	24,587
		計	⑥	1,784,263	1,808,819	1,795,583	1,826,067	1,842,897	1,815,704	86,129
営業外収益	受取利息	⑦	258	2,435	935	365	28	12	15,549	
	為替差益	⑧	17,113	-	161,560	205,919	167,814	24,224	-	
	計	⑨	17,371	2,435	162,495	206,284	167,842	24,236	15,549	
営業外費用	支払利息	⑩	91,284	235,099	233,944	186,853	149,193	110,705	27,530	
	為替差損	⑪	-	11,409	-	-	-	-	312,815	
	計	⑫	91,284	246,508	233,944	186,853	149,193	110,705	340,345	
経常利益	(① - ⑥ + ⑨ - ⑫)	⑬	△ 1,205,822	△ 492,360	△ 310,763	△ 250,367	△ 267,979	△ 341,613	△ 30,442	
特別利益		⑭	-	-	-	-	-	-	2,509,737	
税引前損益	(⑬ + ⑭)	⑮	△ 1,205,822	△ 492,360	△ 310,763	△ 250,367	△ 267,979	△ 341,613	2,479,295	
法人所得税		⑯	38	362	63	32,674	4	36,151	2,332	
税引後損益	(⑮ - ⑯)	⑰	△ 1,205,860	△ 492,722	△ 310,826	△ 283,041	△ 267,983	△ 377,764	2,476,963	

(注) 1 △印は欠損金額を示す。

2 17年9月期の「特別利益」の欄は、本件油そう船の売却によるものである。

3 網掛けの11年9月期及び12年9月期は特定外国子会社等に該当しない事業年度である。

## 別表1-2

## 原告作成損益計算書

(1枚目)

(単位:S\$)

項目等		順号	特定外国子会社等に該当する事業年度							
			11年9月期	12年9月期	13年9月期	14年9月期	15年9月期	16年9月期	17年9月期	
売上高	用船料収入	①	652,354	1,560,532	1,556,269	1,556,269	1,556,269	1,560,560	380,483	
	販売費・ 一般管理費	監査費用	②	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		交通費・交際費	③	-	-	-	-	87,021	69,736	59,542
		減価償却費	④	517,102	1,230,202	1,412,098	1,439,883	1,454,941	1,345,160	-
		その他費用	⑤	59,339	83,895	70,659	101,143	30,952	21,044	24,587
		計	⑥	578,441	1,316,097	1,484,757	1,543,026	1,574,914	1,437,940	86,129
営業外収益	受取利息	⑦	258	2,435	935	206,284	28	12	15,549	
	為替差益	⑧	17,113	-	161,560	-	167,814	24,224	-	
	計	⑨	17,371	2,435	162,495	206,284	167,842	24,236	15,549	
営業外費用	支払利息	⑩	91,284	235,099	233,944	186,853	149,193	110,705	27,530	
	為替差損	⑪	-	11,409	-	-	-	-	312,815	
	計	⑫	91,284	246,508	233,944	186,853	149,193	110,705	340,345	
経常利益	(① - ⑥ + ⑨ - ⑫)	⑬	0	362	63	32,674	4	36,151	△ 30,442	
特別利益	⑭	-	-	-	-	-	-	-	△ 428,421	
税引前損益	(⑬ + ⑭)	⑮	0	362	63	32,674	4	36,151	△ 458,863	
法人所得税	⑯	-	362	63	32,674	4	36,151	2,332		
税引後損益	(⑮ - ⑯)	⑰	0	0	0	0	0	0	△ 461,195	

(注) 1 △印は欠損金額を示す。

2 17年9月期の「特別利益」の欄は、本件油そう船の売却によるものである。

3 網掛けの11年9月期及び12年9月期は特定外国子会社等に該当しない事業年度である。

定率法13年

(2枚目)

単位: S \$

	期首簿価	償却率	月数	償却限度額	当期償却額	期末簿価
H11年9月期	17,229,240	0.162	5	1,162,973	517,102	16,712,138
H12年9月期	16,712,138	0.162	12	2,707,372	1,230,202	15,481,936
H13年9月期	15,481,936	0.162	12	2,508,079	1,412,098	14,069,838
H14年9月期	14,069,838	0.162	12	2,279,319	1,439,883	12,629,955
H15年9月期	12,629,955	0.162	12	2,046,058	1,454,941	11,175,014
H16年9月期	11,175,014	0.162	12	1,810,358	1,345,160	9,829,854

別表 2

課税処分の経過及び被告の主張額

(単位:円)

年分	項目		順号	決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	被告主張額	
	年月日			H23.3.10	H23.4.26	H23.6.24	H23.7.20	H24.6.1		
17	総所得金額		①	97,143,278	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却	102,011,866	
	内訳	給与所得の金額		②					9,700,000	9,700,000
		雑所得の金額		③					87,443,278	92,311,866
	所得控除の金額		④	1,902,020					1,902,020	
	内訳	社会保険料控除の金額		⑤					1,077,020	1,077,020
		生命保険料控除の金額		⑥					50,000	50,000
		損害保険料控除の金額		⑦					15,000	15,000
		扶養控除の金額		⑧					380,000	380,000
		基礎控除の金額		⑨					380,000	380,000
	課税総所得金額 (① - ④)		⑩	95,241,000					100,109,000	
	課税総所得金額に対する税額		⑪	32,749,170					34,550,330	
	定率減税額		⑫	250,000					250,000	
	源泉徴収税額		⑬	583,500					583,500	
	納付すべき税額 (⑪ - ⑫ - ⑬)		⑭	31,915,600					33,716,800	
	無申告加算税の額		⑮	4,786,500					4,786,500	

(注) 1 順号⑩については、通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てたものである。  
 2 順号⑭については、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てたものである。

別表3

## 原告の課税対象留保金額及び平成17年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

(単位:特に定めのない限りS\$)

区 分	順号	金 額	主な適用法令等
KEI社の決算に基づく所得金額	①	2,476,963	措置法40条の4第2項2号, 措置法施行令25条の20第1項
損金の額に算入した法人所得税の額	②	2,332	措置法施行令25条の20第1項, 措置法施行令39条の15第1項2号
減価償却超過額の認容額	③	367,783	措置法施行令25条の20第1項, 措置法施行令39条の15第1項1号
本邦法令の規定の例に準じて計算した所得の金額 ( ① + ② - ③ )	④	2,111,512	措置法施行令25条の20第1項
繰越欠損金の控除額	⑤	802,939	措置法40条の4第2項2号, 措置法施行令25条の20第5項
未処分所得の金額 ( ④ - ⑤ )	⑥	1,308,573	措置法40条の4第1項及び第2項2号, 措置法施行令25条の20第1項
当期中に納付することになる法人所得税の額	⑦	2,332	措置法施行令25条の21第1項1号
適用対象留保金額 ( ⑥ - ⑦ )	⑧	1,306,241	措置法40条の4第1項, 措置法施行令25条の21第1項
本件 保有割合 (⑨/⑩)	原告の保有するKEI社の株式数	⑨ 499,999	措置法施行令25条の21第2項
	KEI社の発行済株式総数	⑩ 500,000	
課税対象留保金額 ( ⑧ × ⑨ / ⑩ ) ( 0.01 シンガポールドル未満切捨て )	⑪	1,306,238.38	措置法40条の4第1項, 措置法施行令25条の21第2項
雑所得の総収入金額に算入すべき金額 ( 1 円 未 満 切 捨 て )	⑫	92,311,866円	措置法40条の4第1項

(注)1 上記順号⑤の金額は, KEI社の平成13年9月期ないし平成16年9月期の各事業年度の欠損金額の合計額であり、別表5平成16年9月期の順号⑦のとおりである。

2 上記順号⑫の金額は, 上記順号⑪の金額について, 平成17年9月期終了の日の翌日から2月を経過する日における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値である1シンガポールドル当たり70.67円を適用して邦貨換算した金額である。

## 別表 4

## 減価償却額超過額の計算

(単位：S \$)

	①償却の基礎となる額	②償却限度額 (①×0.162)	③損金経理額	償却超過額 (③－②)
平成13年9月期	13,783,392	2,232,909	1,722,924	△ 509,985
平成14年9月期	12,060,468	1,953,795	1,722,924	△ 230,871
平成15年9月期	10,337,544	1,674,682	1,722,924	48,242
平成16年9月期	8,662,862	1,403,383	1,722,924	319,541
合計	—	—	—	(367,783)

- (注) 1 平成13年9月期の①償却の基礎となる額は、特定外国子会社等に該当した平成13年9月期の本件油そう船の期首の帳簿価格である。
- 2 平成14年9月期の①償却の基礎となる額は、平成13年9月期の①償却の基礎となる額13,783,392S \$ から損金経理額1,722,924S \$ を控除した金額である。
- 3 平成15年9月期の①償却の基礎となる額は、平成14年9月期の①償却の基礎となる額12,060,468S \$ から損金経理額1,722,924S \$ を控除した金額である。
- 4 平成16年9月期の①償却の基礎となる額は、平成15年9月期の①償却の基礎となる額10,337,544S \$ から償却限度額1,674,682S \$ を控除した金額である。
- 5 合計欄の償却超過額は、平成15年9月期及び平成16年9月期における償却超過額の合計額である。

別表5

## 繰越欠損金控除額の計算

(単位:S\$)

項目		順号	平成13年9月期	平成14年9月期	平成15年9月期	平成16年9月期
KEI社損益計算書の税引後損益		①	△ 310,826	△ 283,041	△ 267,983	△ 377,764
加算	減価償却の償却超過額	②	-	-	48,242	319,541
	損金の額に算入した法人所得税の額	③	63	32,674	4	36,151
減算	減価償却超過額の認容額	④	-	-	-	-
所得金額又は欠損金額 (① + ② + ③ - ④)		⑤	△ 310,763	△ 250,367	△ 219,737	△ 22,072
繰越欠損金の当期控除額		⑥	-	-	-	-
欠損金の翌期繰越額		⑦	310,763	561,130	780,867	802,939

別表 6

KEI社損益計算書と原告作成損益計算書の比較表

(単位:S\$)

項目		順号	11年9月期		12年9月期		13年9月期		14年9月期		15年9月期		16年9月期		17年9月期	
			KEI社 損益計算書	原告作成 損益計算書	KEI社 損益計算書	原告作成 損益計算書	KEI社 損益計算書	原告作成 損益計算書	KEI社 損益計算書	原告作成 損益計算書	KEI社 損益計算書	原告作成 損益計算書	KEI社 損益計算書	原告作成 損益計算書	KEI社 損益計算書	原告作成 損益計算書
売上高	用船料収入	①	652,354	652,354	1,560,532	1,560,532	1,556,269	1,556,269	1,556,269	1,556,269	1,556,269	1,556,269	1,560,560	1,560,560	380,483	380,483
販売費・ 一般管理費	監査費用	②	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	交通費・交際費	③	-	-	42,451	-	40,771	-	69,610	-	87,021	87,021	69,736	69,736	59,542	59,542
	減価償却費	④	1,722,924	517,102	1,722,924	1,230,202	1,722,924	1,412,098	1,722,924	1,439,883	1,722,924	1,454,941	1,722,924	1,345,160	-	-
	その他費用	⑤	59,339	59,339	41,444	83,895	29,888	70,659	31,533	101,143	30,952	30,952	21,044	21,044	24,587	24,587
	計	⑥	1,784,263	578,441	1,808,819	1,316,097	1,795,583	1,484,757	1,826,067	1,543,026	1,842,897	1,574,914	1,815,704	1,437,940	86,129	86,129
営業外収益	受取利息	⑦	258	258	2,435	2,435	935	935	365	206,284	28	28	12	12	15,549	15,549
	為替差益	⑧	17,113	17,113	-	-	161,560	161,560	205,919	-	167,814	167,814	24,224	24,224	-	-
	計	⑨	17,371	17,371	2,435	2,435	162,495	162,495	206,284	206,284	167,842	167,842	24,236	24,236	15,549	15,549
営業外費用	支払利息	⑩	91,284	91,284	235,099	235,099	233,944	233,944	186,853	186,853	149,193	149,193	110,705	110,705	27,530	27,530
	為替差損	⑪	-	-	11,409	11,409	-	-	-	-	-	-	-	-	312,815	312,815
	計	⑫	91,284	91,284	246,508	246,508	233,944	233,944	186,853	186,853	149,193	149,193	110,705	110,705	340,345	340,345
経常利益 (① - ⑥ + ⑨ - ⑫)	⑬	△ 1,205,822	0	△ 492,360	362	△ 310,763	63	△ 250,367	32,674	△ 267,979	4	△ 341,613	36,151	△ 30,442	△ 30,442	
特別利益	⑭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,509,737	△ 428,421	
税引前損益 (⑬ + ⑭)	⑮	△ 1,205,822	0	△ 492,360	362	△ 310,763	63	△ 250,367	32,674	△ 267,979	4	△ 341,613	36,151	2,479,295	△ 458,863	
法人所得税	⑯	38	-	362	362	63	63	32,674	32,674	4	4	36,151	36,151	2,332	2,332	
税引後損益 (⑮ - ⑯)	⑰	△ 1,205,860	0	△ 492,722	0	△ 310,826	0	△ 283,041	0	△ 267,983	0	△ 377,764	0	2,476,963	△ 461,195	

(注) 1 △印は欠損金額を示す。

2 17年9月期の「特別利益」の欄は、本件油そう船の売却によるものである。

3 網掛けの11年9月期及び12年9月期は特定外国子会社等に該当しない事業年度である。